

令和4年第3回(9月)三郷町議会
定例会・会議録(第2号)

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 1 5 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 (開 議)	令和4年9月15日	午後1時29分宣告(第2日目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 3番 南 真 紀 5番 先 山 哲 子 7番 木 谷 慎 一 郎 9番 木 口 屋 修 三 11番 山 田 勝 男 13番 伊 藤 勇 二	2番 久 保 安 正 4番 黒 田 孝 6番 高 田 好 子 8番 澤 美 穂 10番 辰 己 圭 一 12番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 こ ども 未 来 創 造 部 長 環 境 整 備 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 池 田 朝 博 大 西 孝 浩 加 地 義 之 辰 巳 政 行 坂 田 達 也 水 口 洋 司 渡 瀬 充 規 平 川 貴 治 川 合 孝 悟 大 津 和 之
行政委員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一

本会議の職務のため出席した者の職 氏名	議 会 事 務 局 長	大 内 美 香
	議 会 事 務 局 主 任	小 村 雄 一

令和4年第3回(9月)

三郷町議会定例会議事日程(第2号)

令和4年9月15日

午後1時29分開議

日程

- 第1 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第2 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 認定第1号 令和3年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 認定第2号 令和3年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
- 第6 認定第3号 令和3年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第7 議案第31号 令和4年度三郷町一般会計補正予算(第4号)
- 第8 議案第32号 令和4年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第33号 令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第34号 令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第35号 令和4年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第36号 令和3年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第13 議案第37号 三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第39号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 第16 議案第40号 令和4年度FSS35キャンパスサテライトオフィス整備工事(テレワーク交付金)請負契約の締結について
- 第17 議案第41号 令和4年度FSS35スポーツパーク整備工事(拠点整備交付金等)請負契約の締結について
- 第18 議案第42号 令和4年度惣持寺地区調整池整備工事(特定都市河川浸水被害対策推進事業)請負契約の締結について
- 第19 発議第4号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書

(委員長報告・質疑・討論・採決)

第 2 0

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 議 午後 1 時 2 9 分

〔開議宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第 1 9、「発議第 4 号、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書」までを一括議題とします。

これより委員長報告を行います。去る 9 月 6 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会 辰己圭一委員長。

委員長（辰己圭一）（登壇） それでは、総務建設常任会のご報告を申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は 9 月 7 日及び 8 日に委員会を開会し、付託されました同意案件 1 件、認定案件 1 件、議決案件 7 件、議員発議 1 件、報告事項 4 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、全会一致をもちまして、原案どおり同意することに決しました。

次に、「認定第 1 号、令和 3 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入関連部分、歳出（款）1. 議会費、（款）2. 総務費（（項）3. 戸籍住民基本台帳費を除く）、（款）4. 衛生費、（項）1. 保健衛生費、（目）1. 保健衛生総務費、（項）2. 環境衛生費、（項）3. 清掃費、（款）5. 農林業費、（款）6. 商工費、（款）7. 土木費、（款）8. 消防費、（款）9. 教育費、（項）5. 社会教育費、（目）6. 文化財保護費、（款）1 0. 災害復旧費、（款）1 1. 公債費、（款）1 2. 諸支出金、（款）1 3. 予備費、（特別会計）住宅新築資金等

貸付事業特別会計、し尿浄化槽管理特別会計は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

また、「議案第31号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第4号）」、歳入関連部分、歳出（款）2. 総務費（(項) 1. 総務管理費、(目) 11. 諸費を除く）、(款) 6. 商工費、債務負担行為補正追加（マイナポイント申請支援用タブレット借上）につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第32号、令和4年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）」、「議案第37号、三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、「議案第38号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第40号、令和4年度FSS35キャンパスサテライトオフィス整備工事（テレワーク交付金）請負契約の締結について」、「議案第41号、令和4年度FSS35スポーツパーク整備工事（拠点整備交付金等）請負契約の締結について」、「議案第42号、令和4年度惣持寺地区調整池整備工事（特定都市河川浸水被害対策推進事業）請負契約の締結について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「発議第4号、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成少数をもちまして、原案は否決することに決しました。

また、「報告第7号、令和3年度三郷町の財政の健全化判断比率について」、「報告第12号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」、「報告第13号、令和3年度ふるさと寄附金について」、「報告第14号、寄附の受け入れについて」は、それぞれ報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告といたします。

令和4年9月15日
総務建設常任委員会
委員長 辰己圭一

〔文教厚生常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 次に、文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 高田好子委員長。

委員長(高田好子)(登壇) それでは、文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果についてご報告申し上げます。

当委員会は9月12日に委員会を開会し、付託されました同意案件1件、諮問案件1件、認定案件1件、議決案件5件、報告事項2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。また、1日で審査が終了したため、13日は休会としました。

その結果、「同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、全会一致をもちまして、原案どおり同意することに決しました。

また、「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、全会一致をもちまして、適任と答申することに決しました。

次に、「認定第1号、令和3年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入 関連部分、歳出 (款) 2. 総務費、(項) 1. 総務管理費、(目) 11. 諸費、(項) 3. 戸籍住民基本台帳費、(款) 3. 民生費、(款) 4 衛生費、(項) 1. 保健衛生費、(款) 6. 商工費、(項) 1. 商工費、(目) 2. 商工振興費、(款) 9. 教育費 ((項) 5. 社会教育費、(目) 6. 文化財保護費を除く) 特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

また、「議案第31号、令和4年度三郷町一般会計補正予算(第4号)」、歳入 関連部分、歳出 (款) 2. 総務費、(項) 1. 総務管理費、(目) 11. 諸費、(款) 3. 民生費、(款) 4. 衛生費につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第33号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、「議案第34号、令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、「議案第35号、令和4年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、「議案第39号、三郷町文化センター条例の一部改正について」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第10号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」、「報告第11号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」は、それぞれ報告を受けました。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和4年9月15日
文教厚生常任委員会
委員長 高田好子

〔上下水道特別委員会〕

議長（伊藤勇二） 上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会 木口屋修三委員長。

委員長（木口屋修三）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は9月9日に委員会を開会し、付託されました認定案件2件、議決案件1件、報告事項2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「認定第2号、令和3年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」、「認定第3号、令和3年度三郷町水道事業会計決算の認定について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

また、「議案第36号、令和3年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第8号、令和3年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」、「報告第9号、令和3年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」は、それぞれ報告を受けました。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和4年9月15日
上下水道特別委員会
委員長 木口屋修三

〔少数意見の報告〕

議長（伊藤勇二） 次に、少数意見の報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 日本共産党議員団を代表して、委員会での議案審査の中で

少数となった意見について述べます。

まず、「認定第1号、令和3年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

一般会計についてですが、この決算の問題点は、同和行政がきっぱりと清算されていないことです。民間運動団体である部落解放同盟が主導する人権保育研究集会、部落解放研究全国集会、人権啓発研究集会などへの公費による職員の参加や三郷町人権保育研究会への補助金を実施されました。また、ふれあい交流センターでのふれあい交流センター相談事業や継続的相談援助事業など、同和対策を引きずった事業が実施されました。同和行政はきっぱりと廃止すべきです。よって、一般会計決算の認定については反対です。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてであります。

この事業は、同和対策事業の一つとして実施され、宅地の購入、住宅の新築などの資金を貸し付ける事業でしたが、不動産取得のための貸付金であるにもかかわらず、事業実施当初から抵当権の設定が十分になされないなど、事業そのものが大変ずさんなものでした。公費で穴埋めをした不納欠損の累積額7,337万5,922円を入れて、累積赤字は5億円を超えています。いずれ税金で数億円の穴埋めをしなければなりません。住民が負担することになるのです。よって、この決算の認定については反対です。

次に、後期高齢者医療特別会計決算についてです。

この保険制度は、75歳以上別枠の保険に囲い込み、高い保険料の負担と医療の抑制を押しつける最悪の制度であり、廃止して、少なくとも、元の老人保険制度へ戻すべきと考えています。制度そのものに反対であり、この決算の認定には反対です。

以上のことから、「認定第1号、令和3年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対です。

続いて、「発議第4号」の「安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書について」です。

委員会審議の中で、辰己圭一委員長から、反対理由として3点挙げられました。

まず1点目は、安倍元首相の国葬について、岸田総理が、内閣府設置法第4条第3項第33号の規定により、内閣府の所掌事務として定めており、国の儀式として閣議決定すれば実施可能との見解を示していると述べました。この内閣府設

置法第4条第3項第33号というのは、内閣府は国の儀式ならびに内閣の行う儀式及び行事に関する事務をつかさどるです。この法律は国の仕事の割り振りを決めるもので、国の儀式などで必要な事務を内閣府が担うとしているのであって、儀式開催の決定権を定めたものではありません。ですから、国葬について内閣がつかさどるのは事務でしかなく、決定には司法と立法の承認が必要です。このため、岸田首相も、8月31日の記者会見を除けば、設置法を安倍国葬の根拠にはしていません。

9月8日、三郷町の総務建設常任委員会が開かれた同じ日に、国葬をめぐり、衆参両院の議院運営委員会の閉会中審査が行われました。その審議の中で立憲民主党の泉健太代表が、国葬の基準を決めた法律はあるのかとの質問に、岸田首相は、法律がないことを認めましたが、行政権の範囲内で、政府が時々の内外情勢に基づいて総合的に判断し、政府として決定したと、閣議決定で国葬実施を決めたことを正当化しました。法的根拠のない国葬を、国会を通さず、内閣だけで判断できるなら、その時の政権党の判断が全てになり、法治主義と民主主義の根幹に関わる問題です。

2点目は、久保議員の、政府は国民に弔意を求めないと言っているが、国家公務員には強制していると指摘したことについて、辰己委員長は、嫌であれば仕事をお休みされて、行かなかったらいいという発言をしました。とんでもありません。仕事を休めば、安倍国葬に反対だと取られて、内心の自由を侵されることになります。一個人が仕事を休んで済むという問題ではありません。憲法19条、思想及び良心の自由は、これを侵してはならない、第20条2項、何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない、それに加え、第15条、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないに反して、国家公務員の公正中立性をないがしろにするものです。国内外から約6,000人もの参列者を予定し、大々的に国葬を行うこと自体、日本社会全体に同調を強いるもので、事実上、国民に弔意を強制することになり、憲法に違反して弔意を求めること自体が問題です。

最後に、辰己委員長が、それなりにお金がかかることは仕方のないことで、合同葬でも国民の税金を使うわけです。自分らのお金でやるのは不可能なことでと述べました。合同葬で行われたときにも、国費は使うべきではないという反対意見も出されていきました。

ところで、国葬は全ての費用を国費で賄います。国民葬も国費を使いますが、国葬のように全てではありません。内閣と自民党の合同葬では、政府と自民党で折半しています。近年行われた元首相の合同葬は6回ありました。一番費用がかかったのは2020年の中曽根康弘元首相のときで、1億9,300万円でした。これを政府と自民党で折半したのです。今度の安倍元首相の場合は約16.6億円と言われていますが、積算根拠の踏み込んだ説明はありません。

9月10、11日に行われた朝日新聞の世論調査では、国葬反対が前回より6ポイント増え、56%になっています。反対の理由として、国葬反対の人の58%が、国の予算を使うからとしています。コロナ禍や物価高騰などにより国民の生活が逼迫、困窮している実態を踏まえれば、法的根拠のない儀式に巨額の税金を使うべきではありません。国葬は中止すべきです。

以上が少数意見です。

議長（伊藤勇二） 以上で、各委員会の審査の結果及び少数意見の報告を終結します。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ありませんので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ありませんので、討論を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

それでは、これより順次、採決を行います。

日程第1、「同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

本案に対する総務常任委員会 辰己圭一委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、固定資産評価審査委員会委員、住所 生駒郡三郷町美松ヶ丘西1丁目4番6号、氏名 太由洋士氏、生年月日 昭和28年8月19日の選任に同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(伊藤勇二) 全員起立です。ありがとうございます。ご着席ください。したがって、本案は委員長の報告のとおり、同意されました。

日程第2、「同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、教育委員会委員、住所 生駒郡三郷町勢野北3丁目3番11号、氏名 下方恵理氏、生年月日 昭和48年8月5日の任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(伊藤勇二) 全員起立です。ありがとうございます。ご着席ください。したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

日程第3、「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり、人権擁護委員、住所 生駒郡三郷町立野南1丁目5番1号、氏名 中田進也氏、生年月日 昭和31年7月2日を入権擁護委員の候補者として適任であると認めることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(伊藤勇二) 全員起立です。ありがとうございます。ご着席ください。したがって、本案は委員長の報告のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第4、「認定第1号、令和3年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 挙手多数です。したがって、本案は各委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、「認定第2号、令和3年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、「認定第3号、令和3年度三郷町水道事業会計決算の認定について」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、「議案第31号、令和4年度三郷町一般会計補正予算(第4号)」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、「議案第32号、令和4年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、「議案第33号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「議案第34号、令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、「議案第35号、令和4年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第36号、令和3年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第37号、三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第38号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「議案第39号、三郷町文化センター条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第40号、令和4年度FSS35キャンパスサテライトオフィス整備工事(テレワーク交付金)請負契約の締結について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第41号、令和4年度FSS35スポーツパーク整備工事(拠点整備交付金等)請負契約の締結について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「議案第42号、令和4年度惣持寺地区調整池整備工事(特定都市河川浸水被害対策推進事業)請負契約の締結について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、「発議第4号、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 挙手少数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり否決されました。

[閉会中の継続調査]

議長(伊藤勇二) 日程第20、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長から三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

[町長閉会の挨拶]

議長(伊藤勇二) それでは、町長から閉会の挨拶がございます。森町長。

町長(森 宏範)(登壇) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日までの10日間にわたり、提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議の上、それぞれ同意、認定、可決賜り、誠にありがとうございました。会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。どう

か今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、F S S 3 5 キャンパスに、本町の6大事業であります新サテライトオフィスと多目的なスポーツパークの整備の案件を本定例会に上程させていただきましたが、両施設とも大詰めを迎え、来年3月には完成すれば、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」に、また一步前進するものと考えております。

また、連携協定を締結いたしました奈良クラブですが、現在、壮絶なリーグ優勝争いの真ただ中で、昨日も、奈良クラブの代表をはじめ、監督、選手、フロント関係者が来庁され、信貴山朝護孫子寺で必勝祈願のあと、開運バンジージャンプにも挑戦されました。来る24日には、頂上決戦とも言えるヴェルスパ大分との試合がロートフィールド奈良で行われ、当日は、三郷町民デーとして、町内在住、在学、在勤の皆様を無料招待しての一戦となります。奈良クラブが悲願のJリーグ昇格を達成するためには、既にクリアできるであろうJFLで年間4位以内という条件に加え、1試合当たりの平均入場者数が2,000人以上という条件を満たす必要がありますが、そのためには、今年の残り5試合のホームゲームで2万人、すなわち、1試合当たり平均4,000人の入場者を動員しなければなりません。議員の皆様はもとより、知人、友人をお誘い合わせの上、一人でも多くの方に、ぜひとも会場に足を運んでいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。来年1月には、待望の奈良クラブの新拠点が完成いたします。この三郷町から全国に、奈良クラブの、そして三郷町の魅力を発信するとともに、町民の皆さんと一体となって、魅力あふれるまちになるよう、さまざまな施策、事業に取り組んでまいりますので、議員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、話は変わりますが、まだまだ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症ではありますが、昨日、オミクロン株対応の新たなワクチン接種が来週にも開始されるという発表がありました。今回のワクチンは、前回のワクチン接種から5か月以上経過した12歳以上の方を対象とするとのことでもあります。本町におきましても、10月29日から集団接種を開始できるよう、現在、医師会をはじめ、関係機関と調整を進めているところでありますが、ワクチン接種を希望される方に一日でも早く接種していただけるよう、万全の体制で取り組んでまいります。

9月も中旬となり、少しずつですが、朝晩過ごしやすくなってまいりました。

まだまだ台風に気が抜けない季節ではございますが、議員各位におかれましては、くれぐれも体調にはご留意されまして、ご活躍くださいますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（伊藤勇二） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和4年第3回三郷町議会定例会を閉会いたします。

議員各位の皆様、理事者の皆様、どうもご苦労さまでございました。

閉 会

午後 2時08分